別表第3(第6条関係)

地震その他の災害時における点検項目

工学部放射線総合実験室

点検実施日　年　月　日
点検実施者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検方法 | 点検結果 |
| 使用施設位置・主要構造物等 | 1　地崩れ及び浸水のおそれがないことを，目視によって確認する。 | 　 |
| 2　応急の補修工事を行った場合，主要構造物等は耐火構造又は不燃材料が使われていることを目視によって確認する。 |
| 遮へい | 1　遮へい物の構造，材料等が破損亀裂等していないことを外観の目視によって確認する。 | 　 |
| 2　放射線の量の測定により線量限度を超えていないことを確認する。 |
| 3　遮へい器具(鉛ブロック，衝立等)の位置は適切か目視によって確認する。 |
| 作業室 | 1　壁，床等の剥落，亀裂等の損傷がないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　フードと排気設備との連結に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 3　排水管やトラップに異常がないことを目視によって確認する。 |
| 4　使用RIの容器の破損等がないことを目視によって確認する。 |
| 5　使用している機器が正常に作動することを確認する。 |
| 6　作業室内の空気は換気口やフードから良好な状態で排出されていることを確認する。 |
| 汚染検査室 | 1　壁，床等の剥落，亀裂等の損傷がないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　洗浄設備が正常に機能していることを目視により確認する。 |
| 3　手洗い，シャワー設備と排水設備との連結に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 4　ハンドフットクロスモニタ等の測定機器が正常に機能することを目視によって確認する。 |
| 5　汚染除去用品が適切に設置されていることを目視によって確認する。 |
| 中性子実験室 | 1　壁，床等の剥落，亀裂等の損傷がないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　遮へい扉その他遮へい体にすきまやゆがみ等損傷がないことを目視によって確認する。 |
| 60Co照射室 | 1　壁，床等の剥落，亀裂等の損傷がないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　遮へい扉その他遮へい体にすきまやゆがみ等損傷がないことを目視によって確認する。 |
| 3　遮へい体に設けられた貫通部等からの放射線の漏洩線量が限度以下であることを確認する。 |
| 4　自動表示装置が正常に機能するかを確認する。 |
| 5　インターロックが正常に機能するかを確認する。 |
| 6　脱出装置が，停電時を含め正常に機能するかを確認する。 |
| 7　照射装置が正常に作動することを確認する。 |
| 貯蔵施設遮へい | 1　遮へい物・扉等の構造，材料等が破損亀裂していないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　各々の場所における放射線の量が遮へい物に係る線量限度を超えていないことを確認する。 |
| 3　遮へい器具(鉛ブロック，衝立等)の位置は適切か目視によって確認する。 |
| 貯蔵容器 | 1　貯蔵容器に破損亀裂等がないか作動及び目視によって確認する。 | 　 |
| 2　移動が容易な貯蔵容器が移動していないかを目視によって確認する。 |
| 3　受皿，吸収材その他汚染の拡大防止のための器具等に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 貯蔵能力 | 1　貯蔵RIの種類及び数量の現在量を帳簿及び目視によって確認する。 | 　 |
| 2　貯蔵施設以外の場所で保存していないことを目視によって確認する。 |
| 閉鎖設備 | 1　扉等外部に通じる部分には，鍵その他閉鎖のための設備又は器具が正常に機能することを目視によって確認する。 | 　 |
| 廃棄施設廃棄作業室 | 1　壁，床等の剥落，亀裂等の損傷がないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　排気管，配水管やトラップに異常がないことを目視によって確認する。 |
| 3　使用している機器が正常に作動するかどうか確認する。 |
|  |
| 4　作業室内の空気は換気口やフードから良好な状態で排出されているかどうかを確認する。 |
| 廃棄保管室 | 1　遮へい物・扉等の構造，材料等が破損亀裂していないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　各々の場所における放射線の量が遮へい物に係る線量限度を超えていないことを確認する。 |
| 3　遮へい器具(鉛ブロック，衝立等)の位置は適切か目視によって確認する。 |
| 4　容器の気密性，浸透性，腐食等に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 5　扉等外部に通じる部分には，鍵その他閉鎖のための設備又は器具が正常に機能することを目視によって確認する。 |
| 6　壁，床等の剥落，亀裂等の損傷がないことを目視によって確認する。 |
| 排水設備 | 1　排水浄化槽に腐食，破損亀裂等していないことを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　排水浄化槽及び接続配管等からの漏水がないことを目視によって確認する。 |
| 3　水位計が正常であることを目視によって確認する。 |
| 4　排水循環系統が正常であることを目視によって確認する。 |
| 排気設備 | 1　排気監視装置の動作が正常であることを目視によって確認する。 | 　 |
| 2　排風機(排気ファン，ベルト，モータ等)の機能に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 3　排気浄化装置の機能に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 4　排気管に漏れ，腐食，破損亀裂等がないことを目視によって確認する。 |
| 5　ダンパー(排気管，作業室)の作動に異常がないことを目視によって確認する。 |
| 6　排気モニタの測定性能が維持され，排気循環系統が正常であることを目視によって確認する。 |
| 管理区域 | 1　柵，扉等の管理区域の区画物の破損亀裂，機能の異常の有無を作動及び目視によって点検する。 | 　 |
| 標識 | 1　標識が破損脱落していないか目視によって確認する。 | 　 |
| その他 | 1　給水設備に異常がないか確認する。 | 　 |
| 2　注意事項等表示が破損脱落等していないことを目視によって確認する。 |
| 点検の結果及びこれに伴う措置の内容 |